

紙のリサイクルにご協力を



環境 だより

不要になった紙は、分別収集することで、古紙、包装資材、事務用品として幅広く使われます。

紙は分別して、地区の資源ごみ回収日か、資源リサイクルセンターに出してください。防水加工された紙やコート紙など、異物が混ざっていると、紙の原料にならなかったり、紙を作るうえで障害となりますので可燃ごみに出してください。



問合せ先
環境対策室
☎ 95-1613

新聞類



新聞紙、折込広告
荷造りひもは必ず外してから出す

雑誌類



**週刊誌、書籍
ノート、カタログ
取扱説明書**

プラスチックフィルムが貼られた部分は、その部分を取り除く

ざつがみ類

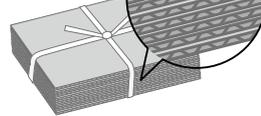


**どの区分にも
入らないもの**



シール、プラスチックフィルム、金属やプラスチック部分は取り除く

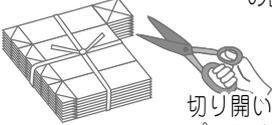
ダンボール類



**横から見て
中に波状の紙が
入っているもの**

金具や粘着テープは取り除く。大きなダンボールは切って折り畳む

牛乳パック類



**牛乳パック、
ジュースパック**

切り開いて乾燥させる。プラスチックが付いているものは外す。アルミ付は可燃ごみに出す

ダウンの割合が50%以上の 羽毛ふとんの回収



大口町資源リサイクルセンターではご家庭で使わなくなった羽毛ふとんの回収をおこなっています。通常、ふとんは粗大ごみとして処理手数料が必要ですが、羽毛ふとんは資源リサイクルセンターに持ち込んでいただければ、無料で回収することができますのでご利用ください。

回収できないもの

- ダウンの割合が50%未満のもの
- フェザーふとん（羽根ふとん）、綿、ポリエステル製ふとん
- ダウンジャケット

野焼きは禁止

「近所でごみを燃やして臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまう」など野焼きに対する苦情が多く寄せられています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、例外を除き原則禁止となっていますのでご注意ください（例外規定でも煙等により周辺住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれがある場合については、指導の対象になります）。

剪定枝や草は、有機資源保管所に持ち込み、一人ひとりが協力してより良い生活環境を築いていきましょう。また、自宅でバーベキューなどをおこなう場合は、周囲の迷惑にならないよう心掛けましょう。

有機資源保管所開所日時

- ▽豊田地区 金・日曜日、
- ▽二ツ屋地区 土・月曜日
- 午前9時から正午、午後1時から午後4時（年末年始は除く）